

今止めよう 自転車の危険運転

自転車に関する事故のうち約6割で、自転車側にも法令違反があります。また、加害者として自転車の運転者が高額の賠償を命じられるケースも少なくありません。

自転車事故 死傷者数減らず

自転車の危険運転抑止のため、平成27年6月1日に道路交通法が改正され、下記の「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられるようになりました（命令

から3か月以内に講習を受講しないと5万円以下の罰金）。

しかし、8月末日までの交通事故自転車死傷者数は、前年と比べて県全体で266人減、町内では2人増と大きな効果は見られませ

ん。自転車の安全運転の認識は広まっていないのです。

自転車死傷者数(1月1日～8月末日)

	平成26年	平成27年
埼玉県	5,886人	5,620人
毛呂山町	12人	14人

あなたの運転は安全ですか —危険行為14項目—

あなたの安全を脅かす危険行為。ご自身やご家族の運転をチェックしてください。

<p>1 信号無視</p> 	<p>2 通行禁止道路の通行</p> <p>車両の通行が禁止された道路を通行した場合</p>	<p>3 歩行者用道路での歩行者妨害</p> <p>自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりする行為</p>
<p>4 歩道通行や車道の右側通行など</p> <p>車道と歩道などが区別されている道路で歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行したりする行為</p>	<p>5 路側帯での歩行者の通行妨害</p> <p>路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度や方法で通行した場合</p>	<p>6 遮断踏切への立入り</p> 
<p>8 右折時直進車や、左折車への通行妨害</p> <p>交差点で右折する際、直進車や左折車の進行を妨げた場合</p>	<p>9 環状交差点安全進行義務違反など</p> <p>環状交差点内を通行する車両などの進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行しなかったりするなどの行為</p>	<p>10 一時不停止</p> 
<p>12 制動装置不備自転車の運転</p> <p>ブレーキ装置がない自転車やブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p>	<p>13 酒酔い運転</p> 	<p>14 安全運転義務違反</p> <p>かささし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も安全運転義務違反になることがあります</p>

問合せ 西入間警察署 ☎ (284) 0110、役場生活環境課交通防犯係 ☎ (295) 2112内線213